

周南市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

周 南 市

はじめに

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「次世代育成支援前期周南市行動計画」を平成 17 年 3 月に策定、「元気な周南っ子」育成推進の行動計画として平成 18 年 3 月に策定した「周南市青少年健全育成プラン」と「次世代育成支援前期周南市行動計画」を統合・再編し一元化した「周南市こどもプラン 次世代育成支援後期周南市行動計画」を平成 22 年 3 月に策定し、子育てにやさしいまちを目指し、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を進めてまいりました。

この間、わが国では急速な少子高齢化の進行、家族形態の変化、就労形態の多様化等により、子育ての孤立感と負担感の増加など、子育てをめぐるさまざまな問題への対応が喫緊の課題とされてきました。

これを受け、国においては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月より幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図る目的で「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなりました。

本市におきましても、平成 27 年度から 5 か年を計画期間とした「周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、「第 2 次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」等との整合性を取り、「“つながり” “たすけあい” 生きる力をはぐくむまち しゅうなん」を基本理念として、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量の拡充、並びに地域子ども子育て支援事業の充実を図るとともに、これまでの「次世代育成支援後期周南市行動計画」を引継ぎ、子育て支援施策を今後さらに総合的・計画的に推進していくこととしておりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり「周南市こども育成支援対策審議会」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にご協力をいただき、貴重な意見を賜りました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

周南市長 木村 健一郎



目 次

第 I 部 序論

1	計画策定の趣旨	1
(1)	子育てを取り巻く背景	1
(2)	計画策定の趣旨	2
(3)	法的根拠	2
2	計画の概要	3
(1)	計画の期間	3
(2)	計画の対象	3
(3)	策定体制	3
3	周南市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1)	人口・世帯等の動向	5
(2)	教育・保育施設の状況	8
(3)	地域子ども・子育て支援事業の状況	9
(4)	ニーズ調査結果の概要	11
4	周南市次世代育成支援行動計画の総括	21
5	周南市の子ども・子育て支援の課題	25
(1)	教育・保育施設の充実	25
(2)	地域における子ども・子育て支援の充実	25
(3)	安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実	26
(4)	子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実	26
(5)	専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	26
(6)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	26
(7)	安心・安全な子育て環境の充実	27

第 II 部 周南市子ども・子育て支援の基本的考え方

1	基本理念	29
2	基本的視点	30
3	基本目標と主要施策の方向性	31
4	家庭・地域・事業者・行政の役割	33
5	計画体系	34

第Ⅲ部 事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	35
2	教育・保育の提供体制の充実	37
	(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	37
	(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	44
	(3) 教育・保育の質の向上	44
	(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	44
3	地域子ども・子育て支援事業の充実	45
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	45
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	52
4	安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の充実	54
	(1) 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援	54
	(2) 親と子の健康づくりの推進	54
5	子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実	55
6	専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	56
	(1) 児童虐待防止対策の充実	56
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	56
	(3) 障害のある子どもに対する施策の充実	56
	(4) 社会的養護の促進	57
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	58
8	安心・安全な子育て環境の充実	58
9	事業別目標指数	59
10	計画の推進体制	60
	(1) 関係機関等との連携	60
	(2) 計画の達成状況の点検・評価	60

第Ⅳ部 参考資料

1	周南市子ども育成支援対策審議会規則	61
2	周南市子ども育成支援対策審議会委員	63

第 I 部

序 論

1 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下の諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

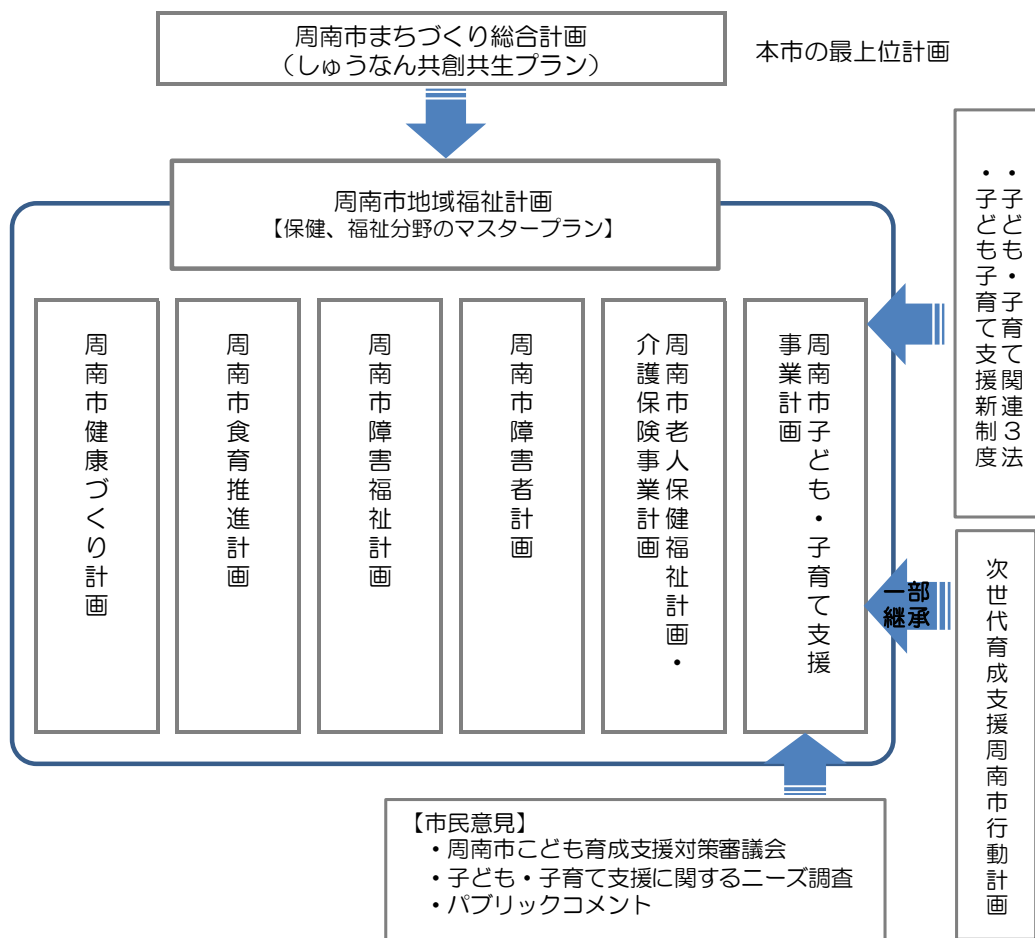
（２）計画策定の趣旨

子ども・子育て関連3法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、本市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。



2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子どもとその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「周南市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「周南市こども育成支援対策審議会」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や教育・保育施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

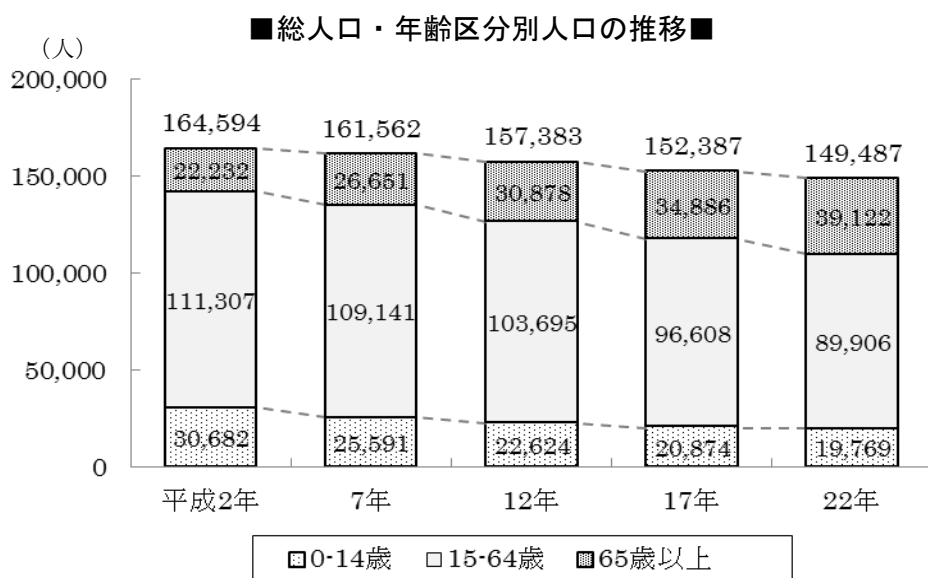
- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画的に盛り込まれているか。
- ④実績の調査や事業の点検評価。
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

3 周南市の子ども・子育てを取り巻く状況

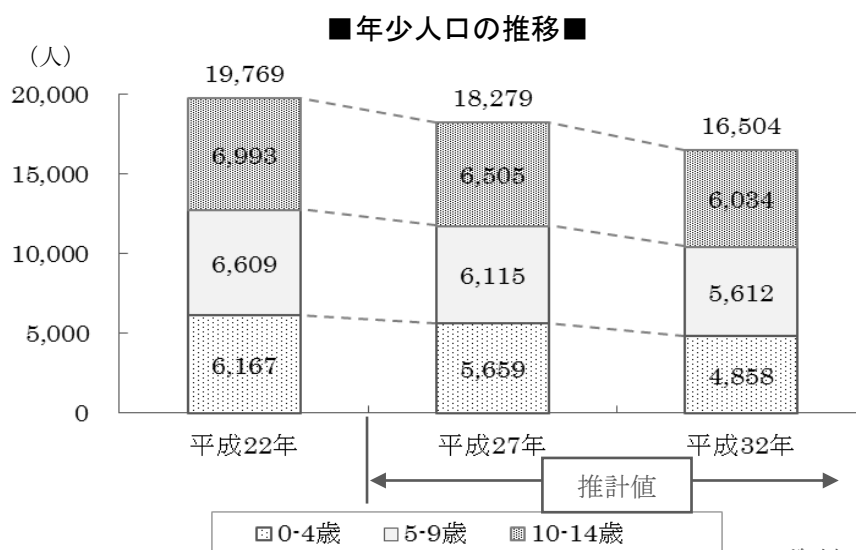
(1) 人口・世帯等の動向

① 総人口・年齢別人口の推移

- 本市の総人口は、平成 22 年の国勢調査時点で、149,487 人であり、平成 2 年の 164,594 人に比べ、20 年間で約 15,000 人減少しています。
- 本市の 14 歳以下の年少人口は平成 2 年からの 20 年間で 1 万人以上、率にして 35% 以上減少しています。さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 32 年までの 10 年間でも減少が続き、とくに、0～4 歳の就学前児童の減少率は相対的に高くなっています。
- このような年少人口の減少は、一人ひとりへの細かい保育や教育ができるという考えがある一方で、親や子どもと地域等との人間関係の希薄化が懸念されることから、今以上に手厚い教育・保育サービスや居場所づくりが求められています。



資料: 国勢調査

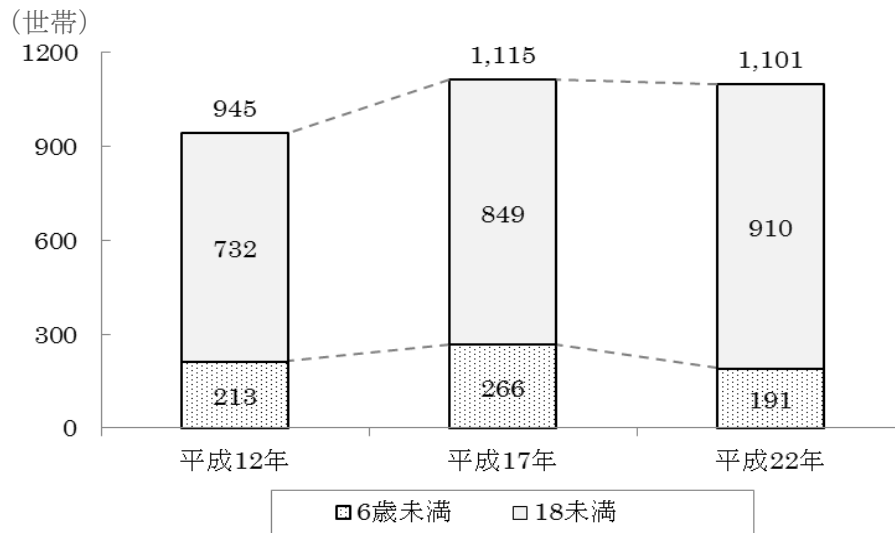


資料: 国勢調査

②子育て世帯の推移

●「子ども・子育て支援事業計画」の対象となる子どもを育てているひとり親家庭数は、おおむね 1,000 世帯前後で推移していますが、今後の動向に注視しつつ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■18歳未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移■

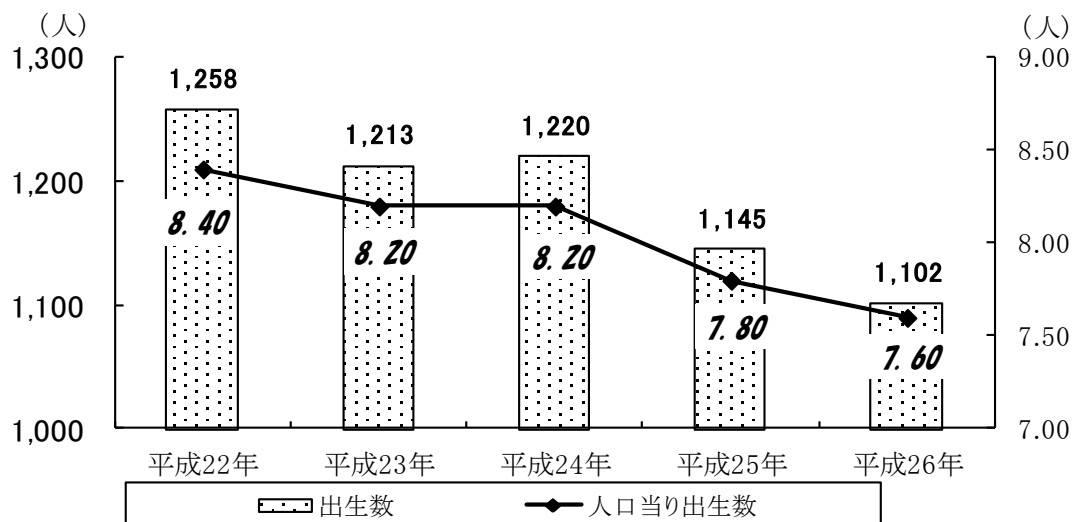


資料: 国勢調査

③出生の動向

●本市の出生数は、ここ2年間は、おおむね 1,100 人程度で推移しています。

■出生数の推移■

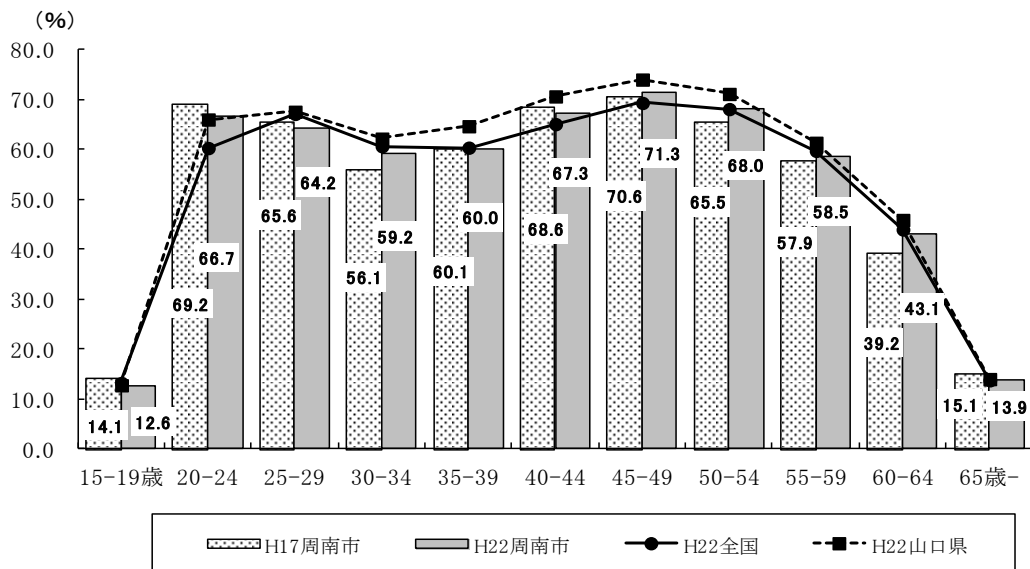


資料: 山口県人口移動統計調査

④女性の就労状況

●本市も、全国、山口県と同様に30歳代で低い就業率（M字カーブ）を示しています。しかし、30歳代前半と40歳代後半以降の女性の就業率は、この5年間でいずれも増加しており、中でも、30歳代前半の伸びは相対的に大きく、「ワーク・ライフ・バランス」の視点から、家庭と職場の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっています。

■女性の就業率の推移■



資料: 国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

■ 幼稚園の状況 ■

(か所、人)

区分	施設数	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立幼稚園	14	496	450	402	431	422	383
私立幼稚園	13	1,872	1,849	1,799	1,743	1,807	1,820

(資料：教育政策課・学校教育課資料 各年 5 月 1 日現在)

■ 保育所の状況 ■

(か所、人)

区分	施設数	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立保育所	18	1,377	1,365	1,375	1,411	1,423	1,414
私立保育所	9	936	926	941	917	934	893

(注)児童数は区域外保育所への入所者を含む (資料：こども家庭課 各年 10 月 1 日現在)

【開所時間】

公立 (18)	<p>(7時30分～18時00分開所) 第一保育園・榑浜保育園・中須保育園・飯島保育園・城ヶ丘保育園・川崎保育園 富田南保育園・三丘保育園・鹿野保育園</p> <p>(7時00分～19時00分開所) 第二保育園・須々万保育園・周央保育園・尚白保育園・大内保育園・菊川保育園 福川保育園・若山保育園・勝間保育園</p>
私立 (9)	<p>(7時30分～18時00分開所) 米光保育所</p> <p>(7時00分～19時00分開所) 徳山中央保育園・遠石保育園・和光保育園・共楽保育園・こもれび保育園 すみれ保育園・ひまわり保育園</p> <p>(7時00分～19時30分開所) 荘宮寺保育園</p>

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

このうち新規事業を除く10事業については、現在、既に実施中です。

1 利用者支援事業【新規】 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 6 子育て短期支援事業 7 ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業） 8 一時預かり事業 9 延長保育事業 10 病児・病後児保育事業 11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】
--

現在、既に実施している地域子ども・子育て支援事業の実施状況については、次のとおりです。

事業名	概要	実施状況
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	地域で子育てを支援するため、乳幼児を持つ子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、季節行事、運動、遊びなどのミニイベントや、子育て講習会を開催。また、育児不安等についての相談援助、子育てサークル等の育成・支援、子育て情報の提供、学習指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 施設数：11か所 (公立：6か所、私立：5か所) 保健師等による育児相談
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、子どもの健やかな出産を迎えるために必要な健康診査を行い、妊婦の健康管理に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> 公費負担による受診回数14回 受診率：1回目98.7%
乳児家庭全戸訪問事業	出生後早期（4か月以内）に全戸訪問を行い、産後の母親と乳児の状態、育児の状況を把握するとともに、保健指導を実施し母の不安解消や、育児がスムーズに行えるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問実施率：99.2%

事業名	概要	実施状況
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより、把握した要支援児童等の養育や発達に関する相談・指導・助言などを行う。	・1,416件 (訪問延件数)
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	被虐待児童、非行児童、特定妊婦などの要保護・要支援児童の適切な保護または支援を目的として、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を中心に、早期発見、適切な保護または支援を実施する。	ケース進捗管理対象件数：158件
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ・休日預かり)	疾病、出産、看護、事故、災害、残業、休日勤務等により、養育者がいない時の養育を行う。	・共楽養育園で実施
ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育ての手助けが必要な人(依頼会員)と、一時的に子育ての手助けができる人(提供会員)による会員組織で、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動の調整等を行う。	・実施か所数：1か所 ・会員数：1,150人
一時預かり事業	保育所入所要件にかかわらず、保護者のパート就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難となる児童に対応するための保育を行う。	・公立保育所18園全園実施 ・私立保育所4園実施(和光保育園・共楽保育園・こもれび保育園・すみれ保育園)
延長保育事業	就労形態の多様化に、仕事と子育ての両立を支援するため、保育所に入所している児童で、保護者の就労時間等やむを得ない事情により、通常の保育所開所時間の前後に、時間を延長して行う保育	・公立9園実施 (第二保育園・須々万保育園・周央保育園・尚白保育園・大内保育園・菊川保育園・福川保育園・若山保育園・勝間保育園) ・私立8園実施 (徳山中央保育園・遠石保育園・和光保育園・共楽保育園・こもれび保育園・荘宮寺保育園・すみれ保育園・ひまわり保育園)
病児・病後児保育事業	生後3か月からおおむね10歳に達するまでの子どもが病気あるいは病気回復期にあり集団保育が困難な期間において、保護者が家庭の事情等により子どもの保育ができないとき一時的に保育を行う。	・実施か所数：3か所 ・実施日数：885日
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が家庭での保育ができない場合、授業終了後等に、余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供する。	・実施か所数：25か所 (36クラブ) ・定員数：1,475人

(注) 上記は、平成25年度「所管行政の概況調査」による

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、本調査は、平成 27 年度を初年度とする『周南市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するために、「周南市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下のとおり実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1 調査対象者と抽出方法	周南市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	周南市に居住する小学生から無作為抽出
2 調査方法	郵送による配布・回収	
3 調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	
4 回収状況	配布数 2,000 人 回収数 1,223 人 回収率 61.2%	配布数 2,000 人 回収数 1,193 人 回収率 59.7%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

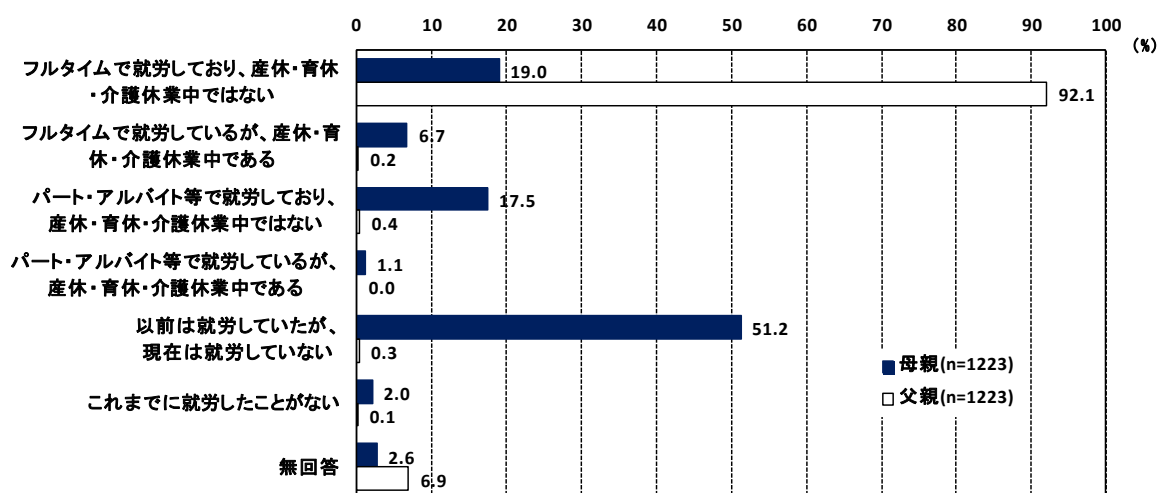
②就学前児童

■母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が51.2%でもっとも多く、5割を超えています。ついで、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.5%となっています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が92.1%と大半を占めています。

母親の1週間当たり就労日数は、5日が61.4%でもっとも多く、1日当たり就労時間は8～9時間未満がもっとも高くなっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、母親の出勤時刻は8時台の45.3%がもっとも高くなっており、帰宅時刻は18時台の34.6%がもっとも高くなっています。



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が56.4%、ついで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が29.5%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.9%となっています。

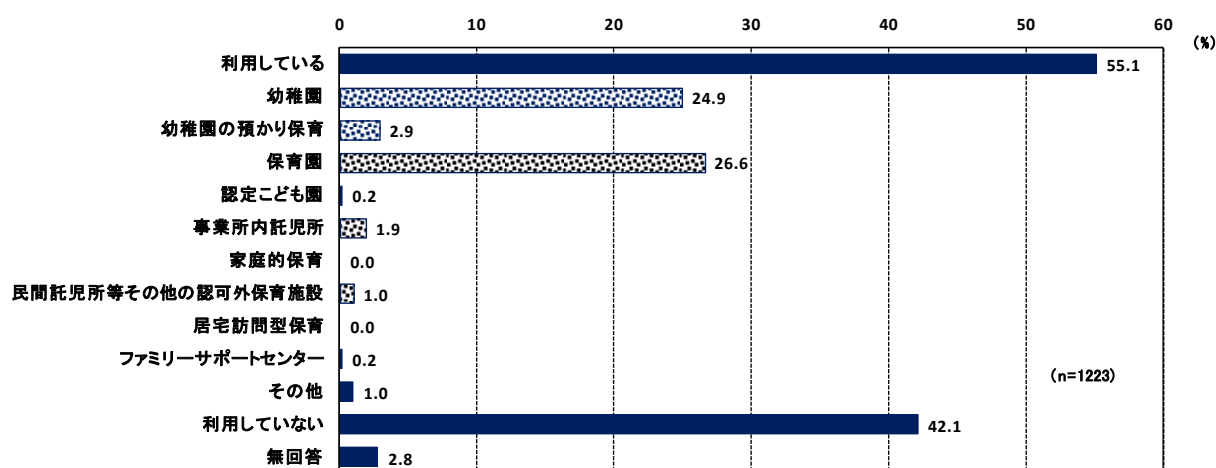
全体でフルタイムへの転換希望の割合は37.4%で、約3人に1人がフルタイムへの転換を希望しています。しかし、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか7.9%と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでももしくは1年以内に就労したい」が17.5%、「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」が52.8%と、全体の就労意向は7割を超えており、就労意欲は強くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育サービスを受けている対象者は55%となっています。このうち、「保育園」が26.6%、ついで「幼稚園」が24.9%でこの2項目で半数以上を占めています。それ以外はいずれも数%の利用率となっています。

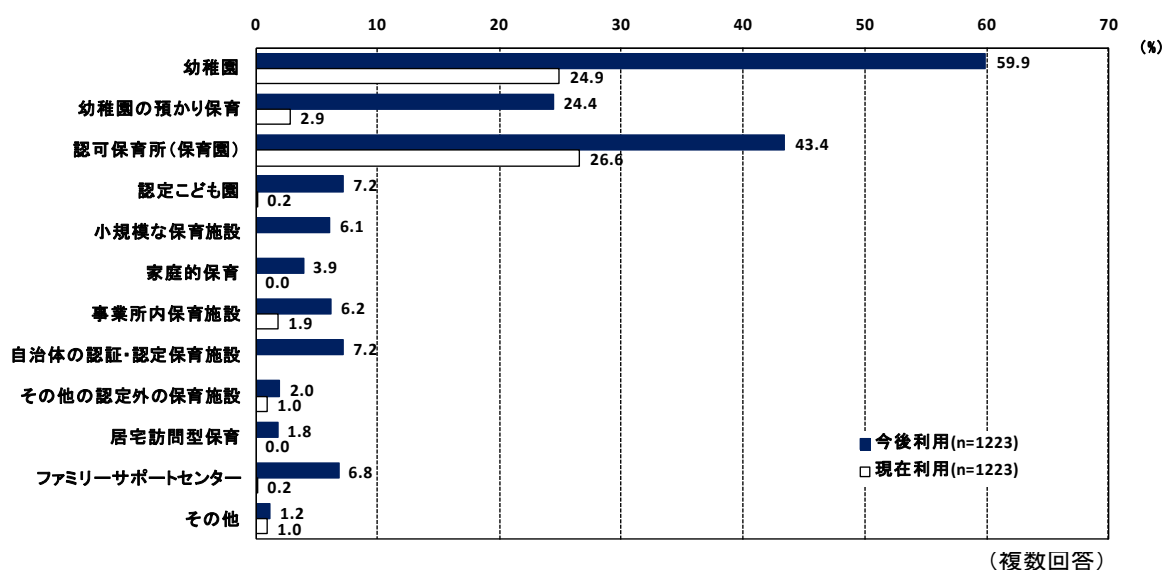


■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスをみると、「幼稚園」が59.9%、続いて「認可保育所（保育園）」が43.4%となっており、利用したい場所は大半が周南市内を希望しています。

定期的に利用する場合に重視する点は「提供される教育の質や内容」と「立地の利便の高さ」の2項目が目立って高く、「立地の利便の高さ」については特に自宅周辺を希望する割合が80.7%と非常に多くなっています。

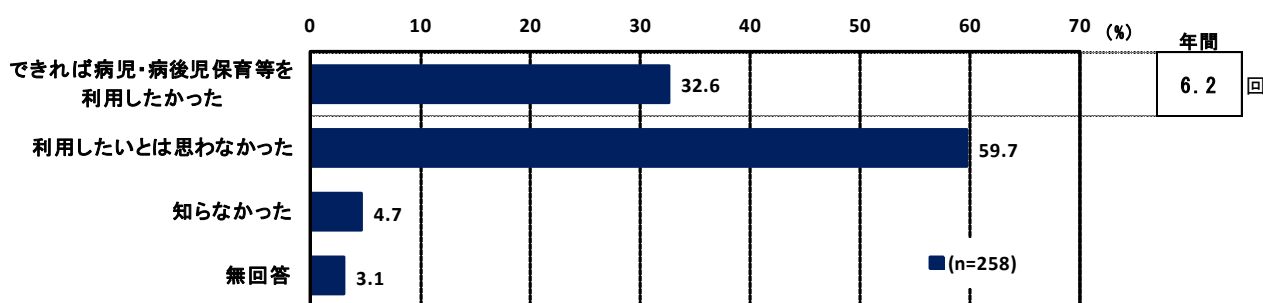
また幼稚園を希望する理由としては、「幼稚園では、学校教育法に基づく質の高い幼児教育を受けることができると思ったから」、認可保育所を希望する理由としては、「仕事を続けるためには、幼稚園の利用時間では難しいから」がそれぞれ多くなっており、幼稚園には教育の質、認可保育所では就業のための理由となっています。



■病児・病後保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育室等を利用したかった」と答えた人は32.6%で、平均日数は年間6.2日となりました。望ましい事業形態としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が70.2%で最も多く、ついで「幼稚園や保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が59.5%となっています。

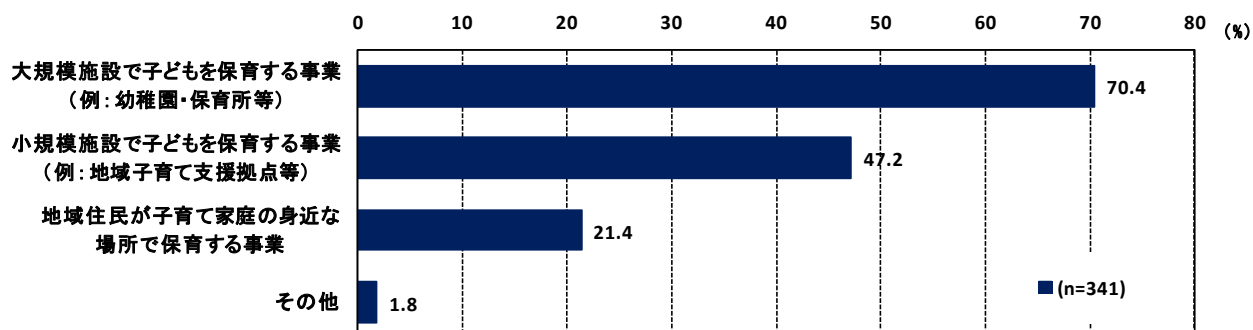
「利用したいとは思わなかった」と答えた人は59.7%で、その理由としては「親が仕事を休んで対応する」(58.4%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(42.2%)の2項目が目立って多く、次いで「利用料がかかる・高い」が28.6%となりました。



■一時預かりの利用希望

今後そのような事業を「利用したい」人の割合は27.9%で、その理由としては、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が16.5%で平均日数15.2日、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が13.2%で平均日数8.9日となっています。

また、望ましい事業形態については、「大規模施設で子どもを保育する事業」(70.4%)、「小規模施設で子どもを保育する事業」(47.2%)を希望する割合が高くなっています

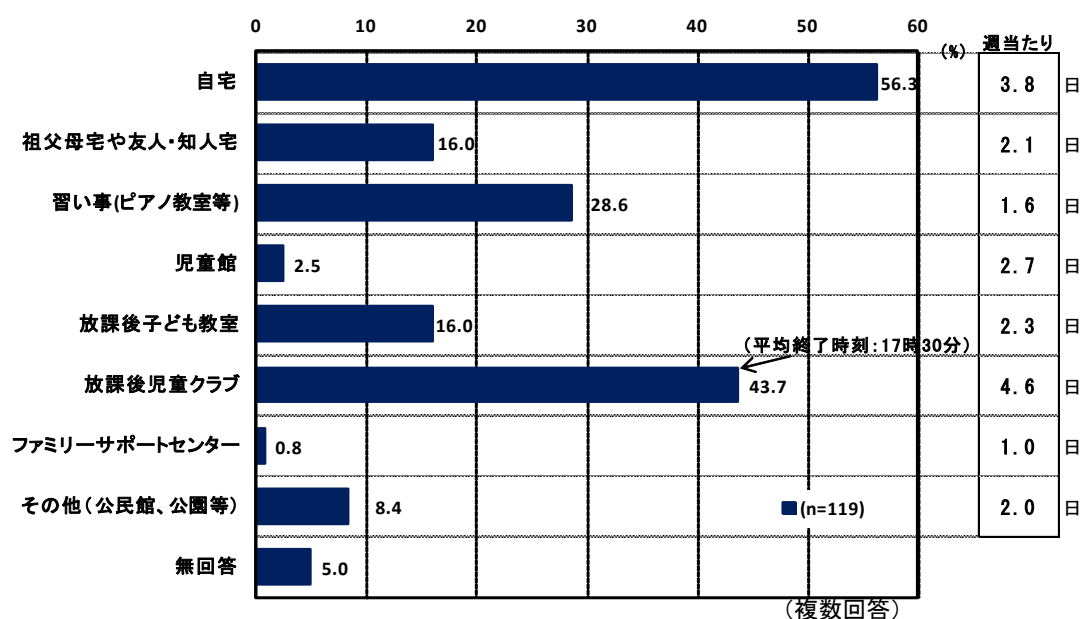


(複数回答)

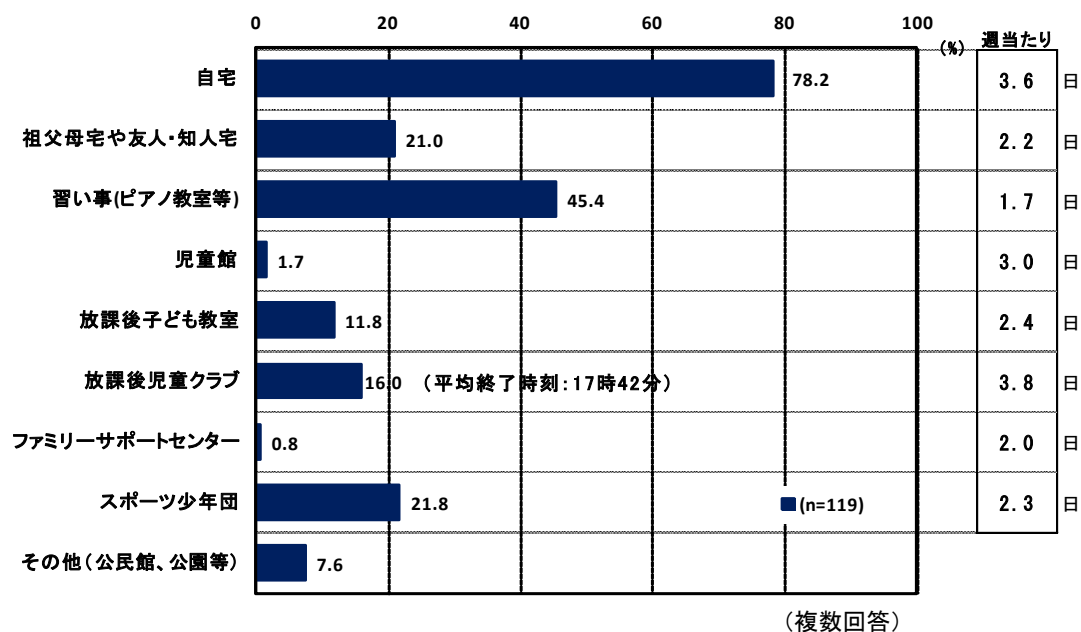
■放課後児童クラブの利用意向

小学1・2・3・4年生時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が56.3%でもっとも高く、週当たり3.8日となっています。ついで「放課後児童クラブ」が43.7%で、週当たり4.6日、平均終了時刻は17時30分となっています。以下「習い事(ピアノ教室等)」が28.6%と続いています。小学5・6年生時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が78.2%でもっとも多く、ついで「習い事(ピアノ教室等)」が45.4%、以下「スポーツ少年団」(21.8%)「祖父母宅や友人・知人宅」(21.0%)と続いており、「放課後児童クラブ」は16.0%にとどまっています。週当たり3.8日、平均終了時刻は17時42分となっています。

【小学1・2・3・4年生時】



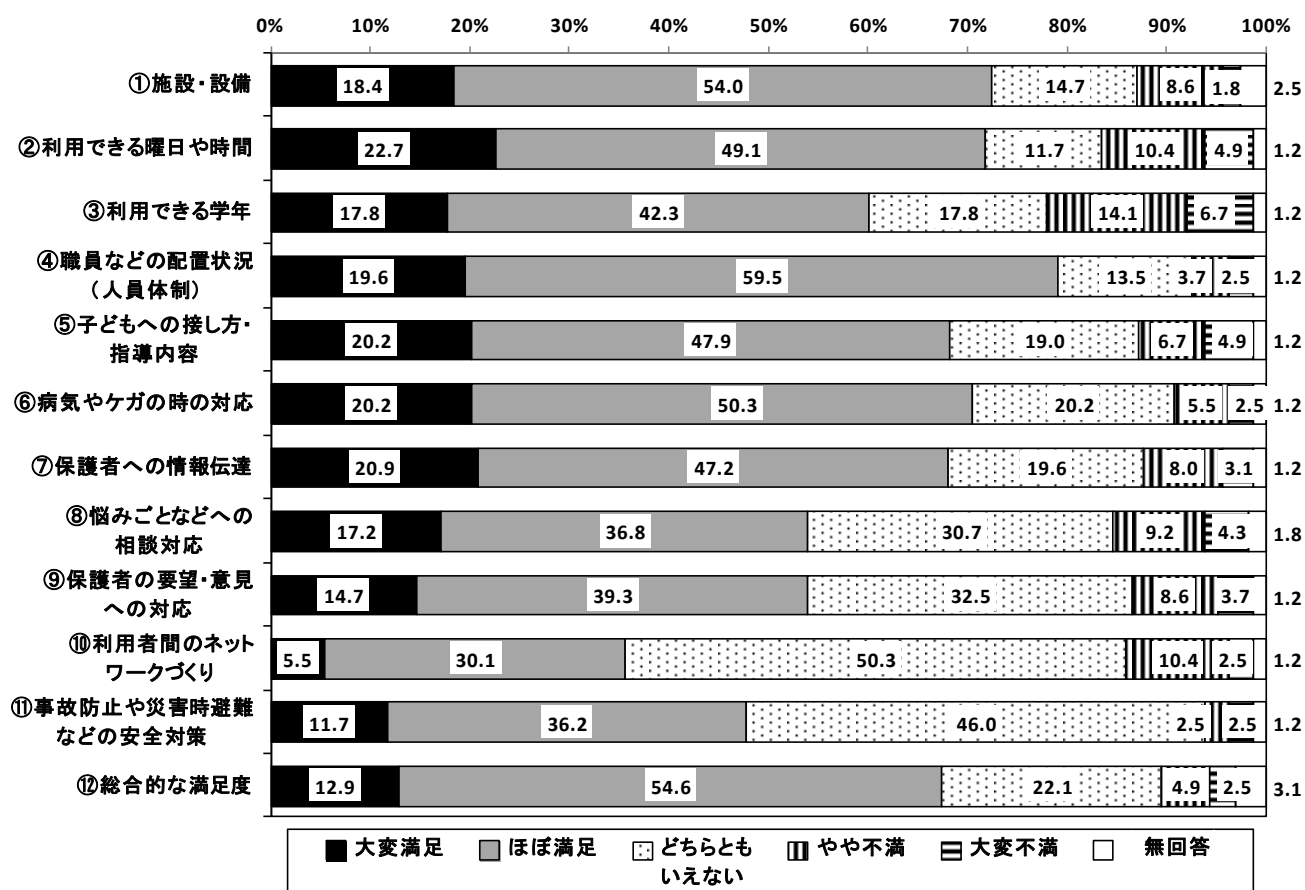
【小学5・6年生時】



■放課後児童クラブの評価

放課後児童クラブに対する評価について、「満足」「ほぼ満足」を含めて「④職員などの配置状況(人員体制)」が最も高く、79.1%となっています。ついで「①施設・設備」(72.4%)「②利用できる曜日や時間」(71.8%)「⑥病気やケガの時の対応」(70.5%)といずれも7割を超えています。「⑩利用者間のネットワークづくり」に関しては、「満足」「ほぼ満足」を含めて35.6%と最も低く、ついで「⑪事故防止や災害時避難などの安全対策」が47.9%と5割以下の満足度となりました。安心して子どもを預けることができるよう、利用者間での情報交換の場や、緊急時における万全な安全対策に対するニーズが高まっていることがうかがえます。

一方、「やや不満」「大変不満」を含めて最も不満の割合が高かったのは、「③利用できる学年」で20.8%となりました。また、「⑫総合的な満足度」においては、「満足」「ほぼ満足」を含めて67.5%の満足度となっています。



■子育て支援の満足度と重要度

子育て支援策に対する「満足度」についてみると、就学前児童の保護者については、「満足」「やや満足」を含め「乳幼児医療費助成制度」が52.4%と最も高く、ついで「母子保健対策の充実」が43.1%となっています。

「重要度」については、「重要」「やや重要」を含め「乳幼児医療費助成制度」が84.3%となっており最も高くなっています。以下、「子どもや親子で楽しめる公園の充実」(82.6%)、「母子保健対策の充実」(71.5%)、「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」(70.8%)と高い値を示しています。

【就学前児童保護者】

満足度				重要度			
[単位：%]				[単位：%]			
施策	計	満足	やや満足	施策	計	重要	やや重要
1 乳幼児医療費助成制度	52.4	38.3	14.1	乳幼児医療費助成制度	84.3	76.9	7.4
2 母子保健対策の充実	43.1	20.9	22.2	子どもや親子で楽しめる公園の充実	82.6	62.4	20.2
3 子育て支援センター等の施設等の充実	34.9	17.0	17.9	母子保健対策の充実	71.5	54.5	17.0
4 子どもや親子で楽しめる公園の充実	28.0	9.2	18.8	育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	70.8	56.4	14.4
5 子育て支援に関する情報提供体制	21.8	7.4	14.4	幼稚園の整備・充実	64.6	49.8	14.8
6 幼稚園の整備・充実	17.6	7.6	10.0	認可保育所の整備・充実	63.5	49.1	14.4
7 地域の支援体制の充実	14.7	5.3	9.4	幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	61.1	47.9	13.2
8 幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	14.2	5.9	8.3	子育て支援センター等の施設等の充実	59.8	36.1	23.7
9 相談窓口の充実	14.0	5.2	8.8	保育料軽減等の経済的援助	58.5	45.5	13.0
10 子育てに関し学べる場の充実	13.4	4.1	9.3	児童虐待等への体制づくりの強化	57.9	45.6	12.3
11 育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	12.1	6.6	5.5	子育て支援に関する情報提供体制	55.0	30.9	24.1
12 認可保育所の整備・充実	11.0	4.6	6.4	一時預かりサービス	53.7	32.0	21.7
13 児童クラブの整備・充実	8.4	3.4	5.0	相談窓口の充実	52.4	31.8	20.6
14 児童館の整備・充実	8.3	3.1	5.2	児童クラブの整備・充実	52.1	38.2	13.9
15 一時預かりサービス	7.3	2.9	4.4	子育てに関し学べる場の充実	48.2	26.0	22.2
16 保育料軽減等の経済的援助	6.7	3.1	3.6	児童館の整備・充実	45.9	30.5	15.4
17 ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	5.2	2.7	2.5	ヘルパー等の派遣サービス	40.1	23.1	17.0
18 児童虐待等への体制づくりの強化	4.7	2.2	2.5	認定こども園の整備・充実	40.1	27.9	12.2
19 認定こども園の整備・充実	4.5	2.3	2.2	地域の支援体制の充実	39.4	19.4	20.0
20 ヘルパー等の派遣サービス	3.3	1.5	1.8	ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	39.4	26.4	13.0
21 育児等への男女共同参画の啓蒙活動	3.3	1.3	2.0	育児等への男女共同参画の啓蒙活動	26.9	15.5	11.4

一方、小学生の保護者については、「満足」「やや満足」を含め「乳幼児医療費助成制度」が36.4%と最も高く、ついで「母子保健対策の充実」が26.6%となっています。

「重要度」については、「重要」「やや重要」を含め「子どもや親子で楽しめる公園の充実」が72.8%となっており最も高くなっています。以下、「乳幼児医療費助成制度」(64.8%)、「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」(63.2%)、「児童虐待等への体制づくりの強化」(58.1%)が高い値を示しています。

【小学生保護者】

満足度				重要度				
[単位：%]				[単位：%]				
	施策	計	満足	やや満足	施策	計	重要	やや重要
1	乳幼児医療費助成制度	36.4	20.6	15.8	子どもや親子で楽しめる公園の充実	72.8	46.9	25.9
2	母子保健対策の充実	26.6	9.3	17.3	乳幼児医療費助成制度	64.8	50.6	14.2
3	子育て支援センター等施設の充実	25.1	8.2	16.9	育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	63.2	45.8	17.4
4	子どもや親子で楽しめる公園の充実	24.6	6.7	17.9	児童虐待等への体制づくりの強化	58.1	41.0	17.1
5	幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	19.9	8.2	11.7	母子保健対策の充実	56.3	36.3	20.0
6	子育て支援に関する情報提供体制	17.5	4.4	13.1	児童クラブの整備・充実	52.9	33.2	19.7
7	児童クラブの整備・充実	17.3	5.6	11.7	幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	50.5	31.3	19.2
8	幼稚園の整備・充実	17.2	6.4	10.8	幼稚園の整備・充実	49.6	30.4	19.2
9	地域の支援体制の充実	14.0	3.9	10.1	子育て支援センター等施設の充実	48.2	23.6	24.6
10	相談窓口の充実	11.6	3.4	8.2	相談窓口の充実	46.6	24.4	22.2
11	育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	11.5	4.6	6.9	一時預かりサービス	46.5	24.8	21.7
12	児童館の整備・充実	10.8	3.4	7.4	認可保育所の整備・充実	46.3	29.6	16.7
13	子育てに関し学べる場の充実	9.6	2.4	7.2	子育て支援に関する情報提供体制	45.9	23.1	22.8
14	認可保育所の整備・充実	8.8	2.3	6.5	保育料軽減等の経済的援助	44.0	26.5	17.5
15	一時預かりサービス	8.5	2.8	5.7	ヘルパー等の派遣サービス	41.7	21.8	19.9
16	保育料軽減等の経済的援助	7.6	2.7	4.9	子育てに関し学べる場の充実	41.7	18.6	23.1
17	ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	5.6	1.8	3.8	児童館の整備・充実	40.6	22.8	17.8
18	ヘルパー等の派遣サービス	5.3	1.3	4.0	ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	38.9	22.8	16.1
19	認定こども園の整備・充実	5.1	1.3	3.8	地域の支援体制の充実	38.3	15.2	23.1
20	児童虐待等への体制づくりの強化	5.0	1.3	3.7	認定こども園の整備・充実	32.4	17.5	14.9
21	育児等への男女共同参画の啓蒙活動	3.6	0.9	2.7	育児等への男女共同参画の啓蒙活動	29.3	15.1	14.2

■小学5年生、中学2年生アンケート調査結果

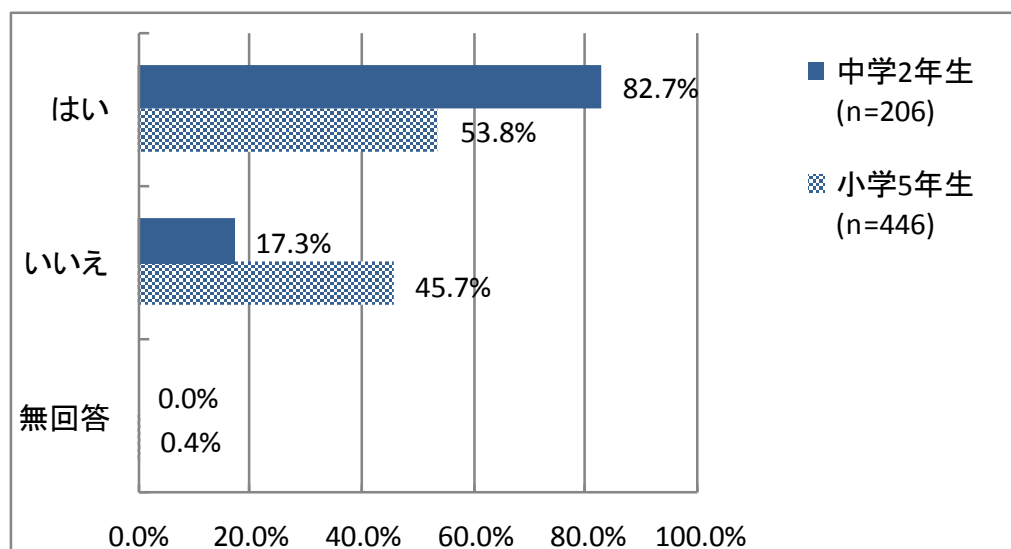
今回、事業計画策定に際し、市内の小学5年生及び中学2年生の全員を対象として、「周南市こどもプラン 次世代育成支援後期周南市行動計画」策定の際に実施したアンケート内容を基本として、新たにインターネット利用環境や携帯電話の保有状況等の設問を加え、アンケートを実施しました。

実施に当たっては、市内の小中学校にご協力をいただき、小学5年生 1,265人（回答率97.2%）、中学2年生 1,269人（回答率95.3%）より回答をいただきました。

アンケートの結果では、「放課後、休日の遊び方」「食生活」「家族、地域との関わり」などの設問については、前回調査時とほぼ同じ回答結果でしたが、今回新たに設けたインターネット利用環境や携帯電話の保有状況等についての回答をみると、「携帯電話の利用開始時期」について、中学2年生は「小学5～6年生の時」が47.6%と最も多かったのに対し、小学5年生は「小学3～4年生の時」が55.2%と最も多く、携帯電話所有の低年齢化が進んでいることがうかがえます。

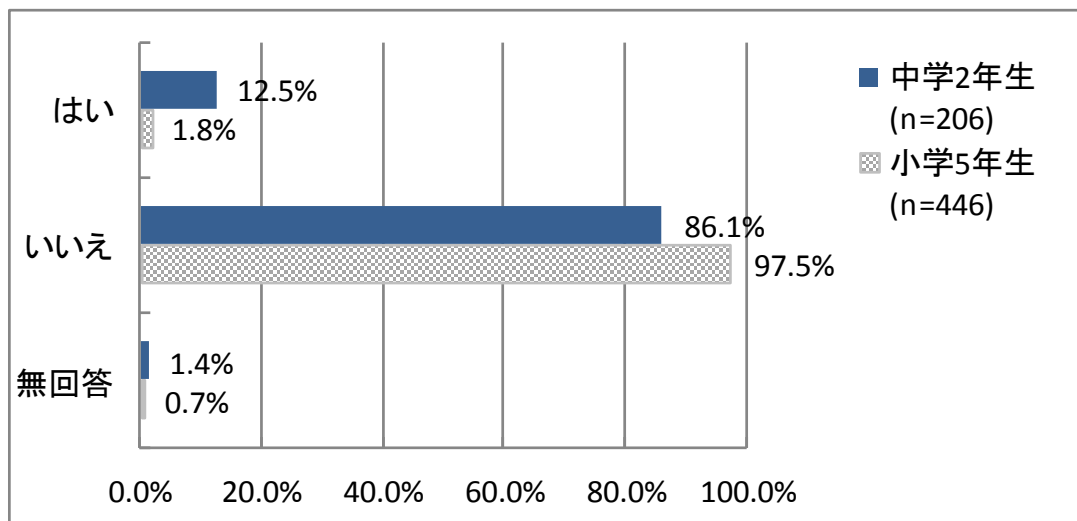
また、携帯電話でのメールやインターネットの利用については、小学5年生では53.8%と過半数を超えており、中学2年生では82.7%が「利用している」と回答しています。

【携帯電話でメールやインターネットを利用していますか】



携帯電話を利用する中で、いやな思いをした経験があると回答したのは、小学5年生では1.8%ですが、中学2年生では12.5%と、小学5年生に比べ7倍の値となり、具体的な内容としては、「メールで悪口やひどいことを書かれた」(30.8%)、「出したメールを他の人に見せられた」(23.1%)、「掲示板やブログに電話番号や写真を勝手に掲載された」(19.2%)となっています。

【携帯電話でいやな思いをしたことがありますか】



4 周南市次世代育成支援行動計画の総括

平成25年度「次世代育成支援周南市行動計画(後期計画)」実績報告書を踏まえた、現行の次世代育成支援行動計画の進捗状況は以下のとおりです。

■地域子育て支援拠点事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
地域においての子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、援助等を行う。	拠点施設数	13か所	11か所

■乳幼児健康診査事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
乳幼児の健やかな成長・発育のため健康診査を行い疾病の早期発見、早期治療に努め、健康管理に役立てる。	受診率	増やす	1か月：97.6% 3か月：97.3% 7か月：98.8% 1歳6か月 ：99.4% 3歳：97.7%

■虫歯予防事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
歯科衛生士等により虫歯予防の指導をする。	3歳児歯科健康診査虫歯罹患率	減らす	24.3% (前年比1.8%減)

■学校図書館活用推進事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
読書活動の推進と学習支援の充実のため、司書資格を有する専任の学校図書館司書を配置する。	学校図書館司書の配置学校数	8校	8校

■放課後子供教室事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
公民館や余裕教室等を活用して、安心して安全な子どもの活動拠点を設けることで、子どもたちの社会性や規範意識、自主性、創造性等の豊かな人間性を育む。	実施か所数 年間延べ参加者数	31か所 21,000人	27か所 29,446人

■体験活動ボランティア活動支援センター運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
ボランティア活動に興味を持つ中高生に対し、ボランティアバンクへの登録の呼びかけを行うとともに、登録者に対しボランティア情報の提供や、活動のコーディネートを行う。	参加者数	参加者数の増加	8,581 人 (前年比 1,936 人増)

■図書館管理運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
周南市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供と図書サービスの充実に努める。	市立図書館で開催する児童向け行事の年間延べ参加者数	2,000 人	2,533 人

■母子健康手帳の早期交付（母子保健指導事業）

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
妊娠満 11 週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、医療機関に協力を得る。	妊娠 11 週以下での妊娠届出率	届出率の増加	93.2% (前年比 0.9%増)

■乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
出生後早期（4か月以内）に全戸訪問を行い、産後の母親と乳児の状態、育児の状況を把握するとともに、保健指導を実施し、母の不安解消や育児がスムーズに行えるように支援する。	乳児家庭全戸訪問実施の割合	実施割合の増加	99.2% (前年比 0.8%増)

■ファミリーサポートセンター運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と、一時的に子育ての手助けができる人（提供会員）による会員組織で、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動の調整等を行う。	ファミリーサポートセンター実施か所数、会員数	1 か所 1,022 人	1 か所 1,150 人

■保育所運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者が仕事に従事したり疾病にかかったりしているなどの場合、保護者に代わって認可保育所において児童福祉法 24 条に規定する保育の実施を行う（公立 18 園・私立 9 園）。	待機児童数 受入児童数	0 人 2,320 人	0 人 2,303 人

■延長保育促進事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者の就労時間等やむを得ない事情により、通常の保育時間を延長して保育を実施する。	延長保育事業 実施か所数	18 か所	17 か所

■休日保育事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜、国民の休日等において保育ができない児童の保育を実施する（私立 2 園）。	休日保育事業 実施か所数 受入児童数	2 か所 260 人	2 か所 230 人

■病児・病後児保育事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
生後 3 か月からおおむね 10 歳に達するまでの子どもが病気あるいは病後回復期にあり集団保育が困難な期間において、保護者が家庭の事情等により子どもの保育ができないとき一時的に保育を行う。	病児・病後児 保育事業 実施か所数、 実施日数	3 か所 885 日	3 か所 885 日

■一時預かり事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者のパート就労や疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、育児による心理的負担低減のため、保育所において一時的に児童を預かる。	一時預かり事 業実施か所数、 受入日数	22 か所 6,000 日	22 か所 6,000 日

■子育て短期支援事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者が疾病や仕事などの社会的理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設などでの養育・保護を行う。	実施か所数	1 か所	1 か所

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者が家庭での保育ができない場合、授業終了後等に余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供する。	放課後児童クラブの実施か所数、定員数	36 か所 1,050 人	36 か所 1,475 人

■男女共同参画推進事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
男女共同参画推進条例に基づく基本計画を総合的・計画的に実施する。市民意識の醸成及びリーダー養成と活動の支援を行なう。	男女共同参画意識醸成を目的とした学習講座等への年間延べ参加者数	1,500 人	919 人

■地域安全マップ作成支援

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
子どもの危機回避能力の向上を図るため、地域安全マップづくりの指導者の派遣や、教材、ビデオ等、地域安全マップづくりマニュアルの配布を行う。	地域を点検して、危険なところを表示した「地域安全マップ」を作成した小学校区数	全小学校で 作成実施 (31 校)	31 校

5 周南市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設の充実

- ◆ 現在の教育・保育事業の利用状況は、「幼稚園」「認可保育所」で半数以上を占めており、今後の利用希望においても、「幼稚園」「認可保育所」が大半を占めています。また、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」についても「幼稚園」「認可保育所」に続いて希望が多い状況となっています。

「幼稚園」を希望する理由としては「学校教育法に基づく質の高い幼児教育を受けることができる考えたから」、「認可保育所」を希望する理由としては「仕事を続けるためには、幼稚園の利用時間では難しいから」との回答が最も多くなっており、需要量に応じて、質・量両面での事業量の確保が必要となっています。

- ◆ 教育・保育事業の事業量の確保に際しては、施設・設備の充実とともに、幼稚園教諭や保育士の質の向上と人材の確保を図る必要があります。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◆ 子育て支援の一助となっている一時預かり事業を利用したいとした人の割合は27.9%で、私用や冠婚葬祭などにより年間平均8.9日程度を利用したいとされています。また、子どもを預ける場合の望ましい事業形態としては、70.4%の方が幼稚園や保育所等の「大規模施設で子どもを保育する事業」を希望していることから、保育士等の確保や利用時間の拡大等による事業内容の充実を図る必要があります。

- ◆ 地域子育て支援センターの認知度は80%を超えており、60%以上の方が利用経験があると回答していますが、利用回数は月2～3回程度となっており、利用していない理由としては「時間がない」が33.8%と最も高くなっています。

また、安心して子育てを行うために地域で必要な取組については60.6%の方が「子育て中の親子が集まれる場所や遊べる場所を増やす」ことが必要であるとしていることから、地域子育て支援センターの開所日数の拡大等、事業内容の充実を図る必要があります。

- ◆ ファミリーサポートセンターの認知度は70%程度の高い値となっていますが、利用経験は10%以下にとどまっており、サービスの内容や利用方法等について一層の周知を図るほか、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、入会時の指導や注意事項の徹底を図るほか、会員同士のコミュニケーションの促進や、提供会員の技能等のレベルアップを目的とした研修等の充実を図る必要があります。

- ◆ 「小1の壁」問題解決の要である「放課後児童クラブ」については、対象が小学6年生まで拡大されることに伴い、需要量の拡大が見込まれることから、教育機関の協力を得ながら余裕教室の確保を行い、ニーズ量への的確な対応を図るとともに、運営内容、配慮を要する児童に対応する受入体制の充実、及び指導員の確保を図る必要があります。

(3) 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の充実

- ◆ 子育て家庭が抱える問題は、多様化・複雑化している状況がみられることから、育児不安や養育に問題を抱えている家庭に対して、子育てに寄り添う支援を充実させる必要があります。

また、妊娠・出産・育児期における切れ目のない母子保健福祉の充実に取り組むとともに、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。

(4) 子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

- ◆ 学校だけでなく、家庭や地域との連携をさらに進め、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の質の向上を図るとともに、地域の特色を生かした教育の推進や、いじめや不登校の問題に対し、引き続き生徒指導や教育相談体制を図るなど、子どもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばし、豊かな心の育成を基本として、「確かな学力」「生きる力」を育む教育の充実を図る必要があります。

(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

- ◆ 「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会」等、本市の児童虐待防止に対する取組についての周知を図るとともに、児童虐待の未然防止・早期発見のため、地域や保護者に対する啓発や関係機関との情報共有をより一層充実させる必要があります。
- ◆ 「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育む」ことを理念として、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、乳児院や児童養護施設等で、公的な責任として社会的に養護を行う「社会的養護」についての周知と里親制度に関する啓発等への取組とともに、県との連携のもと、地域における支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ ひとり親家庭への経済的支援の充実と、新制度における多様な教育・保育事業の提供及び父子家庭への支援の拡充等についての周知と事業の推進を図る必要があります。
- ◆ 障害のある子どもに対する各種サービスの充実、及び関係機関との連携による、各種施策の総合的な推進する必要があります。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- ◆ 「育児休業制度」の利用は、母親が24.3%であるのに対し、父親は3.2%にとどまっております。また、就学前児童及び小学生の保護者がいずれも「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」を市の重要施策と評価していることから、男女が対等なパートナーとして仕事と家庭を両立できる環境を整備していくため、育児休業制度の円滑な利用や、

働きながらでも子育てのしやすい環境づくりの推進など、企業に対して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けての働きかけを行っていく必要があります。

- ◆ 就労環境の変化に伴う就労形態の多様化に対応して、通所の保育サービスに加え、延長保育や、一時預かり、ファミリーサポートセンターなど、それぞれのニーズにあった子育て支援の充実を図ることで、働きながらでも子育てのしやすい環境づくりを図る必要があります。
- ◆ 父親が主体的に子育てに取り組むためのきっかけとなるイベントや講座の開催を検討するとともに、企業等の協力も得ながら、父親の育児への積極的な関与を推進していく必要があります。

(7) 安心・安全な子育て環境の充実

- ◆ 安心して子育てをするために必要な地域での取組について、ニーズ調査の結果では「子育て中の親子が集まれる場や遊べる場を増やす」「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みを作る」が、前回の調査と同様に上位となっており、家庭だけではなく、地域とのつながりの中で、子どもも親も学び、成長していけるような、地域における子育て家庭に対する支援の充実を図る必要があります。
- ◆ 安心・安全な子育て環境確保のための交通安全指導や、交通安全教室等の交通安全対策や防犯パトロール等の取組を推進するとともに、子どもや保護者にやさしい道路の整備等の安全対策を図る必要があります。
- ◆ あいさつ運動や子どもの見守り活動を推進する「地域のおじさん、おばさん運動」については70%以上が「知っている」と回答しており、地域における子どもの安心・安全な環境づくりのために大きな役割を果たしており、今後も引き続き活動を推進していく必要があります。

一方、子どもが不審者に声をかけられたり、危険な目にあった時に逃げ込める「子ども110番の家」の場所に対する子どもの認知度は50%程度にとどまっており、今後も引き続き周知を図っていく必要があります。
- ◆ 情報携帯端末の急速な普及により、子どもたちがインターネットにかかわる被害やトラブル、有害情報等に触れることがないように、関係機関と連携して青少年の健全育成、非行防止意識の高揚に向けた取組を推進する必要があります。

第II部

周南市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1 基本理念

基本理念

“つながり” “たすけあい”

生きる力をはぐくむまち しゅうなん

平成27年度よりスタートする「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」においては、本市の目指す将来の都市像を「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」とし、都市経営理念を「∞（無限）の市民力と最大限の行政力を結集し 周南の価値を高めるまちづくり」として、市民と行政がバランスよくまちづくりに関わり、共に協力して、社会全体で支え創る「共創」によるまちづくりを進め、本市の価値を高めることで、住みやすいまち、住みたいと選ばれるまちを目指します。

こうしたまちづくりの実現に向け、家庭・学校・地域の連携により、社会全体で支え合いながら子どもを育てる環境づくりやひとり親家庭への対応を進め、安心して子育てができ、子どもたちが学校や地域でのさまざまな体験等を通して「生きる力」を身に付け、成長していくことのできる「元気で心豊かな人を育むまちづくり」を推進するため、『“つながり” “たすけあい” 生きる力をはぐくむまち しゅうなん』を基本理念とします。

2 基本的視点

『“つながり”“たすけあい”生きる力をはぐくむまち しゅうなん』の基本理念のもと、「元気で心豊かな子どもを育むまちづくり」を推進するため、各施策を推進する上での3つの「基本的な視点」を定めます。

視点1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭の教育力低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に、地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生ま育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

視点2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

視点3 地域力で支え、創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

3 基本目標と主要施策の方向性

基本理念に基づく、本市の子ども・子育て支援の基本目標と施策の方向性は以下のとおりです。

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

家族形態、保護者の就労状況をはじめ、価値観や生活様式の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。また、地域との関係性の希薄化などにより、育児に対する不安や、孤立感を感じる保護者も増えていることから、子育て中の親子が気軽に利用し、他の利用者とも交流のできる場づくりや、子育てに関する相談や情報提供体制の充実を図ります。

また、保護者の多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実を図るとともに、多様化、複雑化する保護者からの相談に対する体制強化にむけた人材の確保や、育児不安や養育に問題を抱える家庭、発達に課題を抱えている子どもへの継続的支援、並びに各種経済的な支援の継続的な推進により、子育て家庭への支援の充実を図ります。

基本目標2 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境づくり

子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進のためには、妊娠期から、出産、子育ての各段階における支援を、切れ目なく継続していくことが必要となります。

医療機関や関係団体との連携のもと、妊婦・乳幼児健康診査や、育児相談などの適切な保健医療サービスの充実を図ることで、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境づくりを進めます。

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための「生きる力」を身に付けられるよう、知識、技能の習得と、これを活用して課題を解決するために必要な能力を多様な体験活動を通じて育むためのキャリア教育の一層の推進や、子どもが社会の一員として、子ども関連施策の策定、評価過程に参加する取組などを、家庭、学校、地域と連携して推進していく必要があります。

基本目標 4 支援を必要とする子ども・家庭への支援の充実

子育て家庭の抱える問題は、多様化・複雑化しており、相談対応には高度な専門性と広範な知識が必要となっています。

関係機関との緊密な連携を図るとともに、人材の確保、育成への取組を継続して実施することで、相談体制の強化を図ります。

ひとり親家庭の自立した生活と、子どもの健やかな成長を図るため、母子父子自立支援員による相談・指導や経済的支援を行うとともに、求職活動や子育てサービスに関する情報提供の充実を図ります。

障害のある子どもの健全な発達を支援し、社会全体が障害のある子どもを温かく受け入れる環境づくりのため、関係機関との連携による各種支援体制の充実を図るとともに、発達障害を含む障害のある子どもの多様なニーズに対応するための相談体制の充実に努めます。

保護者のいない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、里親制度、乳児院や児童養護施設等で公的な責任として行う社会的な養護についての理解を深めるための広報及び養育環境の充実に努めます。

基本目標 5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

保護者の就労形態の多様化に伴い、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備が求められています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、育児休業制度や短時間勤務制度等についての啓発や、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業等、必要な時に保育が利用できる環境整備を図ります。

また、男女が共に協力して子育てが行える環境づくりに努め、男性の子育てに対する積極的な取組の促進を図ります。

基本目標 6 安心・安全なまちづくりの推進

子どもが地域の人々との交流を通じて、社会性を身に付け、生きる力を育むことは、子どもの健やかな成長にとって不可欠のものであり、家庭、学校、地域等の連携による地域間交流の体制づくり等の充実を図ります。

さらに、地域全体で子どもを見守るための防犯パトロールや交通安全指導などの取組を継続して実施するとともに、活動に関わる地域の人材育成を図り、安心して子育てのできるまちづくりを進めます。

4 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成において重要な役割と責任を有することを認識し、男女が協力して子育てに取り組みながら、子どもとともに保護者として成長していくことが必要です。また、保護者同士や地域の人々とつながり、助け合うことで、地域の子育て支援における役割を果たしていくことも必要となります。

(2) 地域の役割

地域は、子どもが健全な日常生活を営む上で重要な場であり、地域との関わりの中で家庭では学ぶことのできない社会性を学び、生きる力を身につける場として、すべての子どもが地域とのつながりの中で健全に成長できるよう支援していく必要があります。

また、地域全体が保護者に寄り添い、子育て中の家庭を支えていくことで、子どもたちの生きる力を育むとともに、保護者や子どもたちが地域とのつながりの中で、自分の生まれ育った地域に対する愛着や誇りを育んでいくことが、共に地域社会に参加し、支えあう共生社会へ向けての取組として必要となります。

(3) 事業者の役割

事業者は、長時間労働の是正や、育児休業、短時間勤務など、労働者が希望に応じて多様な働き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点にたった働きやすい職場環境づくりに努める必要があります。

(4) 行政の役割

行政は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、関係部局間が連携を図るとともに、国、県、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

5 計画体系

基本理念：“つながり” “たすけあい” 生きる力をはぐくむまち しゅうなん

視点1

未来を担い、創造する
子どもたちを育む

視点2

子どもたちの可能性と
夢を引き出す

視点3

地域力で支え、創る
子どもたちの未来

施策を推進する上での基本的な視点

基本目標1：子育て家庭への支援の充実

- ・教育・保育施設の整備、充実
- ・地域子ども・子育て支援事業における各種サービス供給体制の充実

基本目標2：安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくり

- ・子どもを健やかに産み育てることができる環境づくり
- ・乳幼児期の健やかな発育・発達のための支援
- ・親と子の健康づくりの推進

基本目標3：子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

- ・学校教育の充実
- ・不登校対策の充実
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実
- ・放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的運営の推進

基本目標4：支援を必要とする子ども・家庭への支援の充実

- ・児童虐待防止対策の推進
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障害のある子どもに対する施策の充実
- ・社会的養護の促進

基本目標5：子育てと仕事の両立を支える環境づくり

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての取組の推進
- ・保育サービスの充実
- ・放課後児童クラブの充実

基本目標6：安心・安全なまちづくりの推進

- ・地域社会での子どもの安全確保の取組の推進
- ・交通安全意識の醸成
- ・地域における犯罪抑制についての取組の推進

基本目標と主要施策の方向性

「元気でこころ豊かなまちづくり」の推進

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では、「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域を、教育・保育提供区域とします。

【教育・保育施設提供区域】

提供区域	地域
都市地域	徳山、遠石、岐山、今宿、桜木、周陽、秋月、久米、櫛浜、富田、福川
都市周辺地域	鼓南、夜市、戸田、湯野、菊川 勝間、大河内
中山間地域	大津島、大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、和田 高水、三丘、八代 鹿野

- 地域子ども・子育て支援事業**については、各事業の特性から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「**市全域**」を提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業については、**基本は「小学校区**」とします。

■**地域子ども・子育て支援事業別区域設定案**■

事業区分	設定区域	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

2 教育・保育の提供体制の充実

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」をニーズ調査結果をもとに、本市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

① 年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3~5歳
2号認定①	(幼稚園) <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3~5歳
2号認定②	(認定こども園及び保育所) <共働き家庭>	3~5歳
3号認定	(認定こども園及び保育所+地域型保育事業) <共働き家庭>	0~2歳

② 需要量と確保の方策

【都市地域】

平成27年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,368人	261人	1,125人	595人	222人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	49人	261人	1,116人	565人	153人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	2,010人	0人	0人	0人	0人
	合計②	2,059人	261人	1,116人	565人	153人
②-①=		691人	0人	-9人	-30人	-69人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 28 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,346人	257人	1,107人	566人	215人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	1,993人	257人	1,166人	589人	159人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	18人	9人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	1,993人	257人	1,166人	607人	168人
②－①＝		647人	0人	59人	41人	-47人

平成 29 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,300人	248人	1,068人	542人	208人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	1,992人	248人	1,181人	589人	178人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	20人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	1,992人	248人	1,181人	613人	198人
②－①＝		692人	0人	113人	71人	-10人

平成 30 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,257人	240人	1,033人	517人	202人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	2,000人	240人	1,181人	589人	181人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	20人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	2,000人	240人	1,181人	613人	201人
②－①＝		743人	0人	148人	96人	-1人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 31 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,208人	231人	993人	493人	196人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	2,009人	231人	1,181人	589人	187人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	20人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	2,009人	231人	1,181人	613人	207人
②－①＝		801人	0人	188人	120人	11人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【都市周辺地域】

平成 27 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		312人	33人	304人	189人	31人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	237人	33人	205人	98人	19人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	250人	0人	0人	0人	0人
	合計②	487人	33人	205人	98人	19人
②－①＝		175人	0人	-99人	-91人	-12人

平成 28 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		306人	33人	298人	186人	28人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	487人	33人	205人	98人	19人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	487人	33人	205人	98人	19人
②－①＝		181人	0人	-93人	-88人	-9人

平成 29 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		294人	31人	288人	185人	25人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	419人	31人	245人	122人	25人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	24人	11人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	419人	31人	245人	146人	36人
②－①＝		125人	0人	-43人	-39人	11人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 30 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		284人	30人	277人	183人	23人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	386人	30人	255人	146人	25人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	11人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	386人	30人	255人	170人	36人
②-①=		102人	0人	-22人	-13人	13人

平成 31 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		272人	29人	265人	182人	22人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	365人	29人	265人	158人	25人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	11人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	365人	29人	265人	182人	36人
②-①=		93人	0人	0人	0人	14人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【中山間地域】

平成 27 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		96人	0人	111人	82人	14人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	230人	0人	120人	71人	12人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	70人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	71人	12人
②-①=		204人	0人	9人	-11人	-2人

平成 28 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		93人	0人	107人	80人	13人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	12人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	12人
②-①=		207人	0人	13人	-4人	-1人

平成 29 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		87人	0人	100人	78人	13人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	15人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	15人
②-①=		213人	0人	20人	-2人	2人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 30 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		82人	0人	95人	75人	12人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	15人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	15人
②-①=		218人	0人	25人	1人	3人

平成 31 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		77人	0人	89人	73人	12人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	15人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	15人
②-①=		223人	0人	31人	3人	3人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

平成 22 年4月に作成した「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」に基づき、既存施設の統廃合による集約化を図りながら、ニーズ調査に基づく教育・保育提供施設に対する需要量に対し、計画的な供給体制の確保を図ります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、現在の教育・保育施設の利用状況及び今後の利用希望に対して、適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向を踏まえ、認定こども園への移行に必要な施設整備の促進や情報の提供を行います。

(3) 教育・保育の質の向上

平日における幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育提供施設の利用においては、「提供される教育の質や内容」を重視すると回答した割合が最も多く、幼児期の教育に対するニーズは高まっており、幼稚園や保育所と小学校が連携の強化を図り、子ども一人ひとりの最善の利益の実現を目指します。

また、小学校へ入学した1年生が授業や集団行動に適應できない、いわゆる「小1ブロblem」に対する取組について、幼児教育の段階からの推進を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者に対するニーズ調査結果では、68.7%の方が「育児休業取得後に、職場に復帰した」と回答しており、復帰の時期については、希望では子どもが1歳5か月の時期に対し、現状では子どもが1歳の時期に職場復帰をしています。

希望の時期に職場復帰しなかった理由としては、希望より早く復帰した方は38.3%が「人事や業務の節目の時期に合わせるため」、35.5%が「希望する保育所に入園するため」となっており、希望より遅く復帰した方については78.6%が「希望する保育所に入れなかったため」と答えています。

こうした現状を踏まえ、産休後及び育児休業後に、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育提供施設の円滑な利用が図れるよう、ニーズ調査に基づく教育・保育施設の需要量について計画的な整備を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。ニーズ調査等をもとに、周南市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①利用者支援事業【新規事業】

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

市全域を対象として2か所設置する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12,020人日	11,529人日	11,099人日	10,679人日	10,288人日
②確保方策	38,455人日	38,455人日	38,455人日	38,455人日	38,455人日
②-①=	26,435人日	26,926人日	27,356人日	27,776人日	28,167人日

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療を提供するとともに、医療管理を行う。

対象

妊婦

単位

人、回

需要量と確保の方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人数	1,054人	1,015人	977人	940人	905人
	回数	13,175回	12,688回	12,213回	11,750回	11,313回
②確保方策		医療機関において、国の定める基本的な妊婦健康診査を実施				

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,155人	1,112人	1,070人	1,030人	992人
②確保方策		1,155人	1,112人	1,070人	1,030人	992人
②-①=		0人	0人	0人	0人	0人

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

0歳児～18歳未満

単 位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300人	300人	300人	300人	300人
②確保方策	300人	300人	300人	300人	300人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～18歳未満

単 位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27人日	26人日	25人日	24人日	23人日
②確保方策	92人日	92人日	92人日	92人日	92人日
②-①=	65人日	66人日	67人日	68人日	69人日

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助が必要な人と、援助ができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳児～小学校6年生

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	404人日	404人日	404人日	404人日	404人日
②確保方策	404人日	404人日	404人日	404人日	404人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定及び2号認定で幼稚園希望

事業概要

保育認定を受けない子どもを幼稚園や認定こども園で通常の利用時間以外に保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	87,809人日	86,237人日	83,069人日	80,183人日	76,920人日
1号認定	10,614人日	10,424人日	10,041人日	9,692人日	9,297人日
2号認定	77,195人日	75,813人日	73,028人日	70,491人日	67,623人日
②確保方策	82,667人日	82,667人日	82,667人日	82,667人日	82,667人日
②-①=	-5,142人日	-3,570人日	-402人日	2,484人日	5,747人日

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもを保護者が就労や疾病などにより一時的に家庭での保育ができない場合に保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,311人日	12,811人日	12,344人日	11,882人日	11,430人日
②確保方策	14,673人日	14,673人日	14,673人日	14,673人日	14,673人日
一時預かり事業	14,360人日	14,360人日	14,360人日	14,360人日	14,360人日
子育て短期支援事業（トワイ トステイ）	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
ファミリーサポート センター事業	261人日	261人日	261人日	261人日	261人日
②－①＝	1,362人日	1,862人日	2,329人日	2,791人日	3,243人日

⑨延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて通常の利用日及び利用時間以外に保育所や認定こども園等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単 位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,600人	1,554人	1,496人	1,442人	1,386人
②確保方策	2,197人	2,197人	2,197人	2,197人	2,197人
②－①＝	597人	643人	701人	755人	811人

⑩病児保育事業

事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対 象

乳児・幼児又は小学校に就学している児童

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8,453人日	8,210人日	7,906人日	7,620人日	7,324人日
②確保方策	10,368人日	10,368人日	10,368人日	10,368人日	10,368人日
②-①=	1,915人日	2,158人日	2,462人日	2,748人日	3,044人日

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を行う。

対 象

1年生～6年生

単 位

人/年間

需要量と確保の方策

小学 1・2・3・4 年生	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,566人	1,549人	1,554人	1,534人	1,508人
②確保方策	1,207人	1,260人	1,338人	1,431人	1,525人
②-①=	-359人	-289人	-216人	-103人	17人

小学 5・6 年生	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	431人	428人	424人	432人	427人
②確保方策	303人	335人	377人	404人	430人
②-①=	-128人	-93人	-47人	-28人	3人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

①利用者支援事業（新規事業）

関係施設、事業者との緊密な連携のもと、情報収集を行い、利用者に対して適切な情報提供が図れる体制を整備することにより、利用者の教育・保育施設や子育て支援事業の円滑な利用を図ります。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児期における子どもの心身の健やかな発達の促進と、関係団体と連携して親子の触れ合いの場の創出を図るとともに、少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に相談ができる体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、公民館等を活用して、より身近な場所でのサービスの提供を図ります。

③妊婦健康診査

母子保健の観点から重要な事業のひとつであり、安心・安全な出産を迎えるため健康診査の必要性の周知を図り、受診率の向上に向けて継続して取り組み、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を図ります。

④乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師による訪問により、出産後間もない時期から育児ストレスや産後うつ状態等子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対し、適切な養育が行われるよう助言や情報提供による支援を実施します。

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援の必要な保護者の育児・養育能力を向上させるための支援を実施します。

また、被虐待児童、非行児童などの要保護児童の適切な保護を目的として、関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るため、調整機関としての役割を果たす市職員や関係機関職員の専門性向上のための取組の充実を図ります。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

トワイライト事業と合わせ、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして一層の事業周知を図るとともに、今後、増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への適切な対応を図ります。

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

本事業については、ファミリーサポートセンターの継続的なPRを行い、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認を徹底するとともに、提供会員のレベルアップのための研修等の充実を図ります。

⑧一時預かり事業

本計画での「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）及び、2号認定に対する定期的なもの」と「それ以外（保育園における預かり保育）」の2つの形態での量の確保方策が設定しておりますが、今後とも、一時的な保育が必要な保護者や、緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想されることから、ニーズに応じた量の確保とともに、預かり時間中の安心・安全の維持のための人材の育成、配置等についても検討します。

⑨延長保育事業

就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、事業者との調整を図り、設備等の整備や人材の確保など、更なる制度の充実を図ります。

⑩病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが比較的多い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく、費用対効果の観点からは事業を実施する施設等の確保は難しい状況ですが、今後はニーズ量に応じ、増設も視野に入れて検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、週末、長期休業期間等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、小学校との緊密な連携と協力のもとに計画的な施設整備を進めるとともに、支援を要する子どもたちのための施設環境の整備や、専門的な知識や技能を有する人材の確保、育成に努めます。

また、放課後こども総合プランに基づく、放課後子供教室と放課後児童クラブとの一体的な実施を図り、両事業の効果的な推進を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

今後示される国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

今後示される国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

4 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の充実

(1) 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援

①子どもを健やかに生み育てる環境づくり

子どもを健やかに生み育てる環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時から始まるかかわりを重視し、妊娠期から継続的な支援を行います。

妊婦健康診査については、健康診査の必要性の周知と受診率の向上に向けて継続的に取り組むとともに、妊娠期から必要な支援を行うため医療機関との連携を図ります。

保健師・助産師による新生児・乳児家庭訪問については、エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、出産後間もない時期から育児ストレスや産後うつ状態等、子育てに不安や孤立感を抱える母親や家庭に対し、適切な養育が行われるよう支援します。

この他にも、母子保健推進員の活動を通して乳幼児を抱える家庭への訪問や、子育てをする母親同士の仲間づくり、父親の育児参加の推進を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。

これらの取組を通して虐待予防につなぎます。

また、子どもがほしいと願う人の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、事業の周知を図ります。

②乳幼児期の健やかな発育・発達のための支援

乳幼児健康診査の実施を通して、疾病の早期発見、発育の確認、発達の支援を行います。子どもの成長に合わせた情報を提供し、子育ての悩みや不安の解消を図るとともに、きめこまやかな相談体制を充実させます。さらに、健康診査の未受診者に対して受診勧奨を行うとともに、養育環境や健康状況の把握に努めます。

また、「育児不安が強い」、「発育・発達が心配」など、育てにくさを感じる親が地域で不安を抱えたまま孤立することのないよう、医療機関や幼稚園・保育所等関係機関と連携し、子どもが健やかに成長するために必要な支援を行います。

(2) 親と子の健康づくりの推進

乳幼児期から将来にわたる健康づくりの推進のため、家庭、地域、関係機関等と連携して、発達段階に応じた運動・遊びや食生活、歯と口腔に関する正しい知識の普及啓発を図り、望ましい生活習慣の確立に努めます。

食を通じた健康づくりでは、家族と一緒に食卓を囲み（共食）、朝食摂取や栄養バランスのとれた食事の摂取など、子どもの頃からの望ましい食習慣や食行動を身につけることを目指します。

妊娠期（0歳児）からの虫歯予防・歯周疾患予防対策に取り組み、歯科保健の充実を図ります。

子ども自身が心と身体を大切にするために、防煙に関する知識の普及啓発を図るとともに、妊婦・子育て中の母親と家族の禁煙支援を行います。

思春期保健においては、学校等関係機関との連携を図ります。

感染症の発生や蔓延を防ぐため、定期予防接種を実施し、未接種者には接種勧奨を行います。

5 子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

これからの社会を生きる子どもたちは、基礎的な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力、問題解決能力などを育むことで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることが必要です。

それぞれの学校が地域の自然や文化を生かした特色ある教育を推進するとともに、道徳教育や多様な体験活動に家庭や地域住民と連携して取り組むことで、学ぶ意欲を持ち、豊かな人間性をもった子どもの育成を図ります。

いじめや不登校に対しては、学校、家庭、地域及び関係機関との密接な連携のもと、不登校の未然防止に取り組むとともに、必要に応じて、適応指導教室の実施・学習支援員の派遣などを通じて、児童生徒の学校復帰や学力保障を図ります。

さらに、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会の質の向上により学校改善機能の充実を図るとともに、PTAや地域の方に対しコミュニティ・スクールの研修会を実施し、学校全体の取組の活性化を図ります。

また、幼児教育から小学校教育への円滑な移行のため、子ども一人ひとりの心身の健康と発達に関して情報共有を行うなど、幼・保・小の更なる緊密な連携を図ります。

放課後子ども総合プランに基づき、同一の小学校内で放課後子供教室と放課後児童クラブの両事業を実施するため、小学校余裕教室の利用促進を図るとともに、指導者間の連携や共通プログラムを作成するなど、両事業の効果的な推進を図ります。

6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの生命・身体・こころの自由を奪うものであり、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のためには、地域の関係機関の連携及び情報の収集、共有体制の強化が不可欠となります。「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を中心として、構成員である児童福祉、保健医療、教育、警察・司法、人権擁護及びその他関係機関等との緊密な連携を図るとともに、児童福祉法第25条の2の規定に基づく同協議会の設置目的の周知や、虐待相談に対する組織的な対応力、職員の専門性の向上等による体制の強化を図ります。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るため、健康診査や保健指導等の母子保健事業、乳児家庭全戸訪問事業、及び医療機関等との連携により、妊娠、出産及び育児期において、支援を必要とする妊婦や子どもの家庭の早期発見と、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

さらに、ニーズ調査の結果から、子どもの権利が守られていないと感じた行為が行われている家庭を知った場合に、調査回答者の1割以上が「気になるが何もできない」「何もしない」と回答していることから、児童虐待防止に関する正しい理解と認識が得られるよう、引き続き広報・啓発活動の推進を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、一人が子育てと生計の担い手となるため、児童の養育、生活面、経済面、健康面の不安など多様な問題を抱える場合が多くなります。

今後も、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るためには、子育て短期支援事業、保育所及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等、各種支援策の推進や、児童扶養手当や医療費助成、自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的援助、母子父子自立支援員による生活支援等の継続により、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障害のある子どもに対する施策の充実

障害者施策の基本は、全ての障害者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動に参加する機会が確保され、必要な支援を受けながら、自立と社会参加に向けての支援を実施することとされています。

障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域の中で安心して生活を送るためには、乳幼児期を含め早期に適切な助言・指導が得られる環境のもとに置くことが必要なことから、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進していきます。

また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な助言や指導ができる療育相談の充実を図ることにより、総合療育支援の強化を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上、学校支援員の配置の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることにより、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培えるよう、総合的な生活支援を実施します。

（４）社会的養護の促進

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等に努めるとともに、地域の中で社会的養護が行えるよう、県との連携により支援体制の整備を図ります。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

一人ひとりが個性にあった多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方にに基づき、自立した個人として、自分の人生に満足感・安心感を得て、充実した生活を送ることができるような環境づくりへの取組が必要です。

育児休業制度や労働時間短縮の促進等により、働きやすい就業環境づくりやワーク・ライフ・バランスを実現しやすい地域社会づくりをすすめるため、国、県と連携し、啓発冊子の配布やポスター掲示、企業に対するセミナー等の情報提供などを通じて、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児への積極的な関与などについて啓発を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進を図ります。

就労形態の多様化により、通常保育以外の休日保育、延長保育、一時預かり等の保育サービスに対するニーズは増加しています。

通常保育については、ニーズ調査の結果、事業計画に基づき対応を図るとともに、延長保育、一時預かりについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組に基づき、内容の充実を図ります。

「小1の壁」問題といわれる就学児の放課後の居場所問題は、保育所の待機児童の問題同様、共働き家庭等にとって深刻な問題となっています。

事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組に基づき、教育機関の理解と協力を得ながら小学校余裕教室の利用促進を図るとともに、放課後こども教室との連携による両事業の効果的な運営に努めます。

8 安心・安全な子育て環境の充実

子どもの安全を確保し、事故や犯罪の被害から守るには、地域、学校、警察などの関係機関・団体が連携した取組を推進していく必要があります。

各地域で実施されている登下校時の見守り活動は、子どもと地域社会とをつなぐ機会となっており、地域の中で見守られながら交通安全に関する知識を深め、交通安全のルールを守るという規範意識を早くから身につけることが大切であることから、幼児期からの交通安全指導や交通安全教室開催等により、交通安全に対する意識の醸成を図ります。

また、子どもが被害者となる犯罪が全国各地で発生していることから、子どもを犯罪から守るため、防犯パトロール等の防犯活動や防犯灯の設置、不審者などに声をかけられたり危険な目にあった時に逃げ込める「こども110番の家」の場所などを日頃から子どもと一緒に確認しておくなど、地域全体で犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

9 事業別目標指標

評価指標	現状値 (H25 年度)	目標値 (H31 年度)
子育て支援センター実施区域数	7 区域	12 区域
ファミリーサポートセンター提供会員数	300 人	390 人
保育所待機児童数	0 人	0 人
事業所内保育施設数	0 施設	7 施設
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	93.2%	増やす
妊婦健康診査の受診率（1 回目）	98.7%	99.0%
妊婦の飲酒率	3.8%	減らす
新生児・乳児への全戸家庭訪問率	99.2%	100.0%
低出生体重児（2,500g 未満）の出生割合	10.5%	減らす
出産後 1 か月の母乳育児の割合	54.8%	増やす
乳幼児健康診査の受診率	1 か月：97.6%	99.0%
	3 か月：97.3%	99.0%
	7 か月：98.8%	99.0%
	1 歳 6 か月：99.4%	100.0%
	3 歳：97.7%	99.0%
むし歯のない 3 歳児の割合	75.7%	80.0%
育児期間中の両親の喫煙率	母：2.1%	減らす
	家族：4.1%	減らす
1 歳までに BCG 接種を終了している者の割合	87.0%	増やす
不登校児童生徒の出現率 (児童生徒 1,000 人あたりの割合)	小学生： 1.0% 中学生：18.2%	小中学生とも 0%
放課後子供教室推進事業参加者数 (年間延べ人数)	29,446 人	33,000 人
市イベント等への中学・高校生ボランティア 参加者数	8,518 人	13,000 人
学校図書館図書標準達成率	89.1%	100.0%
学校図書館司書・指導員配置率	82.6%	100.0%

10 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

子育て支援に関する施策は、庁内の関係部局において横断的に実施されているため、円滑な事務の実施を含め関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町域を超えた利用についても円滑に実施できるよう、近接する市町と連携を図ります。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況については、「周南市こども育成支援対策審議会」において、毎年度「子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種施策について、点検、評価を実施し、その結果については、ホームページ等で公表いたします。

併せて、事業計画においては個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を実施します。

また、事業計画における計画値と、現状値に著しい開きが生じた場合などには、計画期間の中間年である平成29年度を目安として、計画の見直しを行います。

【個別事業の進捗状況（アウトプット）対象指標】

- ◆教育・保育施設の提供量（確保方策）
- ◆地域子ども・子育て支援事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果（アウトカム）対象指標】

- ◆本市の子育て環境に対する評価について、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする

第Ⅳ部

参 考 资 料

1 周南市こども育成支援対策審議会規則

平成21年6月22日規則第54号

周南市こども育成支援対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月1日規則第30号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

2 周南市こども育成支援対策審議会委員

周南市子ども育成支援対策審議会委員名簿(順不同・敬称略)

平成27年3月31日現在

区分	氏名	所属(団体等)
学識経験者	◎石橋 孝明	徳山大学
	梅野 潤子	徳山大学
	木村 美弥子	CAP周南
市民団体代表	片山 研治	周南市青少年育成市民会議
	佐伯 吉将	周南市民生委員児童委員協議会
	福原 和子	周南市母子保健推進協議会
教育関係団体代表	河内 玲子	周南市PTA連合会
	安江 央水	周南市保育協会
	○村田 佳奈	周南地区私立幼稚園協会
公募委員	松田 理恵子	
	鈴木 佳苗	
	石光 須美恵	

氏名欄の◎は会長、○は副会長

周南市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発 行	山口県周南市
企画・編集	周南市福祉部こども家庭課
〒745-8655	山口県周南市岐山通一丁目1番地
	TEL (0834) 22-8457
	FAX (0834) 22-8351
